GGT ニュースレター
No.109
〒101-0031 東京都千代田区東神田 1−2−8
電話：03−5835−3917
発行所：一般社団法人自然資源保全協会（ＧＧＴ）
2017 年 8 月 17 日発行

アイスランドの商業捕鯨

GGT アドバイザー　髙木義弘

近頃、新聞広告で時折見かけるが、真っ赤な鯨肉ブロックの写真と共に「鯨肉大安売り」と銘打って、冷凍鯨肉 4 kg を 6,000 円で売ると言う。100 グラム 150 円という安さだ。細かい文字をよく見ると、ナガス鯨で原産地はアイスランドと書いてある。魚食普及を目的とする NGO がこれに目を付けて試食会を開いたら、参加者全員が美味しいと大好評であったと聞く。だが、通信販売以外に、どこへ行けば継続してクジラを買えるのか知る人は少ない。

それにしても、なぜアイスランドはナガス鯨を捕獲できるのか、そしてその鯨肉を日本に輸出できるのか、という素朴な疑問をもつ消費者は多いようだ。

その実態について学ぶために、「一度現地を見に来ないか」というアイスランド捕鯨会社「クバルール」（アイスランド語でクジラ）のクリスティアン・ロフトソン社長の言葉に従ってアイスランド訪問を決めた。

観光立国

2017 年 1 月上旬、パリから真冬のレイキャビクに飛んだ。北緯 48 度に位置するパリのこの日の気温は摂氏 3 ℃、レイキャビクは北緯 62 度で零下 1 ℃。緯度差に比べたら気温の差は僅かで、予想外の温暖さに驚いた。空港から首都に向かう道路に雪はなく、周辺の景色もうっすらと雪化粧はしているが、積雪というほどではない。真冬にアイスランドに行くのは無謀だという人もいたが、寒さの心配は杞憂に過ぎなかった。

市中の中級ホテルに滞在したが、国中に豊富に湧き出る 87℃の温泉水による集中暖房で、ロビーも部屋も温かい。聞けば全市が天然温泉の暖房で、CO_2 を出さない“エコロジカル”な都市である。

ホテルには中国人の団体客が大勢いてびっくりした。それも若い人の多い団体で、聞いてみると、“ホエール・ウォッチング”や“オーロラ見物”が目的の観光旅行とのこと。

真冬のことで、夜明けは 8 ～ 9 時で、午後の 3 時には薄闇が広がる。観光には決して良い時期ではないにも拘らず、この人気ぶりは何故なのか、不思議に思ったが、観光立国がこの国の政策で、2016 年は年間 170 万人（人口の 5 倍強）が訪れ、観光収入が水産業のそれを抜いたと聞いて納得した。私もひそかにオーロラの出現を期待し、夜中に何度もカーテンをあけて夜空を見渡したが、チャンスに恵まれる前に、4 泊 5 日の滞在が終わってしまった。

商業捕鯨再開

アイスランドは伝統的な捕鯨国であり、当然ながら IWC 加盟国であったが、1982 年に商業捕鯨モラトリアム（一時停止）が採択され、その後の見直しが行われない状態を不服として、1992 年に脱退してしまった。しかし、2002 年春の総会で再加盟を宣言し、秋の臨時総会で「商業捕鯨モラトリアムに対する留保付きでの再加盟」が投票に付され、19 票対 18 票の 1 票差で復帰が認められた。アイスランドは現在、商業捕鯨でミンク鯨とナガス鯨を捕獲している。捕獲枠はアイスランド政府が自主的に定めているが、ナガス鯨の捕獲枠は 150 頭あり、鯨肉（皮、畝須等を含む）に換算するとほぼ 2,500 トンに達する。鯨肉はワシントン条約の附属書Ⅰに掲載されているため、貿易品目には成り得ないが、附属書掲載に異議申し立てをすれば商取引の対象に出来る。アイスランド、ノルウェー及び日本は異議申し立てをしているので、鯨肉の輸出入が可能である。実際、我が国はアイスランドからのナガス鯨のほか、ノルウェーからミンク鯨製品を輸入している。アイスランドがナガス鯨を捕獲する理由は、国内消費に対応するためではなくて、専ら日本に輸出するためである。人口 33 万人余の消費量は高が知れている上に、彼らはナガスよりもミンク鯨の肉を好む。

レイキャビクの市中に鯨肉レストランが軒を連ねているかと思った予想は完全にはずれ、鯨肉の看板はおろか、入口に掲示してあるメニューにも特にクジラ料理の表示は見られない。ロフトソン社長に案内されて、住宅街の真ん中にある小さなレストランに入った。ここではナガス鯨の料理が何種類か食べられる。前菜にはクジラ以外に野鳥の燻製肉などもあったが、ナガス鯨の赤身のステーキをレアで頂いた。柔らかくて臭みもなく美味しかったが、量が多すぎて食べ切れなかった。

市中にクジラに関連する看板とかポスターなどは全然見かけなかったように、国立博物館でも海洋博物館でも捕鯨に関する展示は一切見られなかった。タラ漁の歴史は漁船や漁具の展示と共に詳細に解説されているのに、捕鯨は恰も悪事を隠すかのような扱いではないかと思った。ロフトソン社長に「なぜ捕鯨の歴史が博物館に展示されていないのか？」と訊いたら、「何故か知らないが、心配するな。近いうちに我が社の捕鯨船も博物館に展示されるからね。」と皮肉な答が返ってきた。日本との貿易摩擦のせいで、ナガス鯨を対象とする同社の捕鯨を近いうちに止めざるを得ない、という意味である。

レイキャビク港には同社の捕鯨船が２隻（「クバルール８号」と「クバルール９号」いずれも６～700総トン）停泊していて、内部を見学させてもらった。乗組員はメンテナンス要員として３人だけ残っている。操業時には13人が乗り組むが、待機中は他の10名は別の仕事に従事するとのこと。港の近くに冷蔵庫があり、15kgブロックの鯨肉やプラスチック缶入りの鯨油の在庫が山と積まれている。国内消費はミンク鯨が中心で、ナガス鯨には人気がないため、売り先は専ら日本であるが、色々な問題があって商売繁盛となっていない。また、首都から北へ車で１時間ほど走った所に同社の捕鯨基地がある。元々米軍が使っていた基地で、かまぼこ型の兵舎も残っている。ここにクジラの解体工場があり、捕獲したナガス鯨は船上に引き上げるには大きすぎるので、捕鯨船の両脇に抱えてこの基地まで運んでくる。ここのスリップ・ウェイで鯨体を引っ張り上げ、解体する。捕鯨シーズンには捕鯨船２隻が２頭ずつ脇に抱えて漁場と基地を何度も往復するそうだ。一見非効率に思えるが、漁場がEEZ内の近場にあるため、専用の運搬船を用意するよりも安上がりだと言う。

シーズンには鯨体処理のために150人の作業員が昼夜３交代制で働くのだそうだが、今は工場には誰もいない。みんな別の仕事について次のシーズンを待っているとのこと。

留保付き再加盟

ロフトソン社長は、「日本が調査捕鯨でお茶を濁していることには意味が無い。アイスランドのように一度IWCを脱退して、改めて商業捕鯨モラトリアムに留保を付けて再加盟するという作戦をとるべきだ」と主張する。しかし、日本政府はそのような作戦が成功する見通しは無い、と見ている。人口33万人の小国と１億２千万人を超える我が国と、世界の風当たりが全く違うということだが、これは日本の捕鯨戦略に関わる基本問題で判断が分かれるところだ。

アイスランドが留保付きでIWCに復帰した2002年以降、商業捕鯨を再開して実際に捕鯨を行なったのは2006年からである。ロフトソン社長の「クバルール社」は専らナガス鯨だけを狙い、ミンク鯨は別の捕鯨会社が捕獲している。ナガス鯨だけを見れば、2006年は７頭、2007年と2008年は捕獲ゼロで、2009年に125頭、2010年に148頭が捕獲された。2011年と2012年は操業を中止して捕獲ゼロ、2013年に再開して134頭、2014年137頭、2015年155頭の捕獲を記録したが、2016年は再び休漁した。

日本との摩擦

私が訪問した2017年１月上旬において、ロフトソン社長は早くも休漁を検討していて、４月には本当に獲らないことに決めたようだ。アイスランドの捕鯨シーズンは６月から９月の間の100日間だけだから、４月初めの決定はギリギリの決断だったようだ。

2013年～2015年の３年間に捕獲した累計426頭のナガス鯨はその大半が日本に輸出された。最初から対日輸出を目的とする捕鯨である。

ロフトソン社長が何故２年連続の休漁を決めたか、その言い分はこうである。

鯨肉を日本まで運んでも、日本には大きな非関税障壁があるため、すんなりと引き取ってもらえるわけではない。その障壁とは、水銀やPCB等の汚染物質の検査である。

鯨肉をアイスランドから積み出す前に、当然アイスランド政府による検査が行われる。検査基準はEUの規則に準じていて十分に信頼できるものであり、この検査をクリアした製品だけが輸出されるのであるから、日本到着後に日本側が再検査を行なう必要は無い筈である。しかるに、日本側の検査を受けなければならないが、そのための時間的ロスが余りにも大きい。例えば、2015年に捕獲されたナガス鯨の肉が2016年の９月９日に大阪港に着いた。皮に含まれるPCBの検査に数カ月も待たされて倉庫料がかさむ。検査は40年も前から行なわれている旧式の方法で、EU基準の検査よりも不合格品が多くなる。

輸送の問題

問題はこれだけではない。日本までの鯨肉輸送に際し、反捕鯨NGO等の反対キャンペーンに慄れをなした海運会社が軒並み受注を拒否したのである。2013年の漁期に捕獲したナガス鯨の製品を運ぶために、クバルール社は運搬船の調達において苦労し、寄港可能な港の少なさに苦労した。苦心惨憺してようやく冷凍庫を備えた漁船をチャーターすることに成功したが、欧州内の港が寄港を拒否したため、インド洋でモーリシャスに寄港しただけで大阪港に到着したのは2014年3月のことだった。

2015年漁期のナガス鯨製品の運搬は初めて北極海航路を利用した。これは北極海の氷が解ける夏場の短期間だけ執り得る航路であり、地球温暖化のおかげでもあるわけだが、毎年必ずそうなるとは限らない不確実性が難点である。

このようなロスが積み重なって、この数年間の損失は7億円にものぼる、とのこと。

更に、日本側のマーケティング努力の不足から、鯨肉在庫が相当な量になっている。

従って、日本側が検査方法を改善しない限り、これまで同様の損失が繰り返されるだけだから、今年も捕鯨操業は休むことにした。ロフトソン社長は「クバルール社」とは別に水産会社を経営していて、捕鯨を止めても困らない。いずれも親の代から引き継いだオーナー会社で、昔からの仲間である株主も捕鯨からの撤退には反対していない、と言う。

帰国後、関係者の話を聴いたところ、検査は厚生労働省の管轄で、これまでにノルウェーも交えた3カ国で何度も協議をもったが、完全合意には至っていないとのこと。日本側にも言い分があり、アイスランドにおける鯨肉の処理（15kgのブロックにする）や凍結に問題があって、必ずしも要望する商品レベルに達していないことが多いと言う。従って、商品の値段が上がらず、ノルウェーから輸入されるミンク鯨の肉よりも安いという結果になっている。それで、冒頭に述べた安いナガス鯨肉が新聞広告に出ることになる。

日本は商業捕鯨の再開を国是としている。今はそのための科学データを収集し、解析すること、つまり調査捕鯨に集中している。しかし一方で、日本の消費者の「クジラ離れ」という現象は深刻な段階になっているようだ。鯨肉を買う場所や機会が極めて限られ、食べるチャンスがなければ、消費者はクジラを忘れてしまい、無くてもいいよ、という態度になるのも当然だろう。折角苦心惨憺して商業捕鯨再開に漕ぎつけたとしても、消費者がそっぽを向いて鯨肉を買わなければ、商業捕鯨は存続できないだろう。

今重要なことは、調査捕鯨の維持継続と同時に、消費者の「クジラ離れ」を食い止めることではないか。そのためには、年間2,500トンの鯨肉を供給できるアイスランド捕鯨と連帯し、共存を目指すべきではないか。

消費者の視点で考える

学校給食で鯨肉を食べた世代の人口は年々少なくなってゆく。今の青少年は捕鯨もクジラも遠い世界の出来事で、認知度は極めて低い。ましてや、クジラを食べたことのある者は例外的存在である。

現行の調査捕鯨の目的は「商業捕鯨の再開」である。しかし、たとえ商業捕鯨再開が可能となっても、かつて捕鯨を担っていた大手水産会社はやる気が無いと明言しているそうだ。また、たとえ新たに捕鯨に乗り出す企業が現れたとしても、肝心の需要がそれほどあるとは思えない、何故なら長いモラトリアム期間によって鯨肉供給が細くなり、鯨肉を知らない消費者が多数派を占めているからだ。誰しも、食べたことのないものは容易に買わない。

従って、商業捕鯨再開という目標を追求しながら、一方でクジラの認知度を高める運動が必要である。そのためには、或る程度の供給量の確保が必要である。

日本の調査捕鯨（2017年度）の副産物として得られる鯨肉は、南氷洋のミンク鯨333頭で鯨肉1,200㌧、北西太平洋のミンク鯨170頭、イワシ鯨134頭、合計で1,600トン程度とみられる。これにIWCの管理対象ではない沿岸小型鯨類を合わせても供給量は3,000㌧～3,500㌧ぐらいではないかと推定される。従って、アイスランドが供給可能なナガス鯨肉等2,500トンは市場維持の視点からその意義をとらえるべきではないだろうか。

ウィン・ウィンの関係へ

消費者の「クジラ離れ」を防止し、商業捕鯨再開を有意義なものにするためには、一定量の鯨肉供給を続ける必要があるのは自明である。

アイスランドが捕獲した鯨を日本が消費する、という実に単純明快な関係が成立する筈である。アイスランド側は日本市場への浸透を目指して鯨肉の冷凍処理方法などを改善する、日本側はアイスランド鯨肉の輸入を促進するために検査方法等を再検討して改善すべきは改善する。そうすることによって、アイスランド捕鯨は存続し、日本の鯨肉消費も維持される。これこそまさに「ウィン・ウィンの関係」ではないか。

過去の経緯に拘ることなく、この「双方がもうかる」関係を確立することが、現下の日本の捕鯨対策のテーマの一つであると考える。

（了）

第5回GGT定時総会、開催される

6月21日に、赤坂の三会堂ビルにて、一般社団法人自然資源保全協会第5回定時総会が開催されました。議長は石川代表理事が務め、議事が進行しました。冒頭の挨拶で「米澤前理事長から代表を引き継ぎ9年。この間、欧米の環境保護団体は我々の運動に対し敵意に満ちた過酷な要求を突き付けてきた。若返った新執行部のもとで、生物資源の持続的利用の合理性・重要性を訴える情報発信を更に強化し活躍することを期待する。」と述べました。来賓の神谷嵩水産庁増殖推進部漁場資源課課長より、「ワシントン条約第17回締約国会議では、漁業資源の持続可能な利用の観点から地域漁業管理機関等で適切に管理するべきとの日本の立場に基づき、他の国際NGOとともに国内外に対し積極的に働きかけを行ったGGTに感謝したい。今後もこれらの活動に尽力し、野生生物資源のガーディアンとしての使命を果たしてほしい。」旨、挨拶がありました。

この後、議事に入り、第1号議案平成28年度事業報告及び決算報告承認の件（監事監査報告を含む）、第2号議案平成29年度年会費の額並びにその納入方法の件、第3号議案平成29年度役員の報酬の件、第4号議案役員の選任に関する件の4議案は満場一致で承認されました。

続いて、事務局から平成29年度事業計画及び収支予算書について報告をした後、第12回理事会が別室で開催されました。理事会終了後、議長は、代表理事に香川謙二、業務執行理事に宮本俊和が選出された旨、報告をしました。新代表理事香川謙二より、「世界には科学的根拠に関わらずすべての生物資源の利用を禁止すべしと強く主張する団体もいるが、野生生物資源の持続可能な利用という面からこの人達と戦っていくと強く決意。国内での地歩を固めながら、海外の支持者との連携を強化することが重要。そのためにも会員の皆様のご支援ご協力を賜りたい。」旨、挨拶がありました。全議案の審議及び報告が終了したので、定時総会は終了しました。

一般社団法人自然資源保全協会役員名簿

区　分	氏　名	備考
代表理事	香川　謙二	新任
業務執行理事	宮本　俊和	
理　事	石井　信夫	
理　事	遠藤　　進	新任
理　事	重　　義行	
理　事	田中　要範	
理　事	中前　　明	
理　事	藤瀬　良弘	新任
理　事	八木　信行	新任
理　事	山下　　潤	
理　事	吉本　憲充	
監　事	小坂　智規	
監　事	芳田　誠一	

平成29年度事業計画書（骨子）

Ⅰ. 広報普及活動

平成29年度は生物資源の持続可能な利用に関する様々な国際会議は国連を舞台に議論が進められるものが多いため、国連での議論の動向を注視しながら情報収集活動と広報普及活動を強化する。また、11月のワシントン条約（CITES）常設委員会ではニホンウナギや宝石サンゴ、象牙などの議題が予定される。各締約国政府や巨大な環境保護団体の動向についての情報を的確に収集し、生物資源の持続可能な利用を推進する講演会や意見交換会を必要に応じて国内各地で開催する。

Ⅱ. 資源情報調査活動

平成29年度は、国の委託事業「水産資源持続的利用国際動向調査事業」に継続して取り組む。CITESや生物多様性条約（CBD）等の環境関連条約における国際会議の動向・各種提案の背景及びその妥当性の詳細な調査・分析や、それらが与える漁業活動への影響の評価を調査する。また、知識や経験が豊富な水産業界、研究機関、大学等の関係者からなる検討会を設置し、対策を議論する。

国内の主要生産地におけるナマコの漁獲量や漁業実態の調査及び優良な資源管理事例の取りまとめ、加工業者への聞き取り等をおこなう。我が国漁業におけるサメ類の漁獲並びに海鳥及び海亀等の混獲の現状及び国内外の動向を調査・分析を継続して取り組む。

2018年7月にローマで開催されるFAO水産委員会に提出するサメ類資源評価レポート及び海鳥国内行動計画の実施状況評価報告書案の作成作業を行う。

国の補助事業は「国際漁業資源持続的利用連携強化促進事業」を継続して取り組む。本事業においては、米国、EUなどの主要国の漁業政策、主要国が各地域漁業管理機関（RFMO）において、あるいは関係国に対して実施しようとする措置の動向、それらに影響を及ぼす国際NGOや漁業団体の動向などについて把握するための情報収集・分析、及び漁業関係者への情報提供を行うことになる。また、国際会議などにおける各国漁業者やNGO等への働きかけおよび情報発信を行う。

民間受託事業として、アフリカの象牙資源量調査を実施するとともに、宝石サンゴに関するワシントン条約第66回常設委員会での議論に備え資源情報調査活動を行う。